

富岡市公民館における新型コロナウイルス感染症防止対策方針

令和3年4月1日

令和3年8月20日改正

富岡市総務部地域づくり課

本方針は、令和3年4月1日より公民館設置、管理、廃止に関する職務権限が教育委員会から市長に移管されたことから、地域住民が安全に安心して公民館を利用し、活動が行えるよう、感染拡大防止対策を最優先課題として、群馬県警戒度2における具体的事項を整理したものです。

なお、本方針は「富岡市新型コロナウイルス感染症対策方針」、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン（公益社団法人全国公民館連合会）」「職場等における新型コロナウイルス感染症予防について（通知、富岡市総務部長発出）」を参照しており、地域を取り巻く感染状況の変化等に応じ、適宜、見直しを行います。

1 対象期間 令和3年4月1日から当面の間

※見直しの時期は、群馬県の警戒度や富岡保健所管内で2週間陽性者が無く、西毛地域でも感染が減少しているなどの状況を総合的に判断します。

2 対象施設 富岡市公民館条例第2条に規定する公民館（全12館）

3 基本的な方針

公民館における新型コロナウイルス感染症対策の取組は、公民館が、多くの地域住民が利用する学びの拠点、地域づくりの拠点施設として、地域にとって欠かすことの出来ない存在であることに鑑み、利用者や公民館職員への新型コロナウイルスの感染を予防し、安全に安心して利用していただくため、新しい生活様式に即して、感染リスク、感染拡大リスクの高いとされる3密（密集・密接・密閉）の回避や消毒の徹底等の対策を利用者の理解と協力を得て、実施するものです。

4 利用の制限

利用者、講師、スタッフ、職員等の安全を確保し、安心して利用していただくために、次の場合には、利用を制限します。

- ①利用前の検温で、37.5度以上または平熱+1度以上ある者
- ②息苦しさ、倦怠感、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等の体調不良状態にある者
- ③マスクをしていない者
- ④同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる者
- ⑤過去2週間以内に感染が引き続き拡大している地域（緊急事態宣言実施区域、まん延防止等重点措置実施区域等）への訪問歴のある者

- ⑥緊急事態宣言実施区域、まん延防止等重点措置実施区域からの来館者。
- ⑦過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある者並びに当該者と濃厚接触がある者
- ⑧そのほか、公民館が行う感染防止のための措置に従わない者

5 具体的な感染症拡大防止対策

(1) 3密の回避（密集・密接・密閉）

- ①各部屋の利用人数を概ね 4 m²に 1 人、または定員の 1/2 以内とします。（密集回避）
- ②人と人との距離をできるだけ 2 m（最低 1 m 以上）確保します。（密接回避）
- ③入口扉と窓の 2 方向の常時開放、または 30 分に 5 分以上の換気を徹底します。（密閉回避）

(2) 利用者をお願いする利用の手順や注意事項

- ①来館前に必ず自宅で検温を済ませ、体調をチェックしてください。
- ②来館中は常にマスクを着用してください。（飛沫防止効果を高めるため、マスクは隙間なく鼻、口を覆い着用してください。フェイスシールド、マウスシールド等の隙間のあるものは、マスクをしたうえでの補助としてのみご利用ください。）
- ③来館時及び退館時に手指を消毒してください。
- ④利用者名簿、チェックリストを提出してください。
- ⑤利用の際、着席位置は同一方向を向いて前後が重ならないようにしてください。席が向き合う場合、正面同士を回避し、距離（2 m 以上）を取るようになしてください。
- ⑥人と人との距離（出来れば 2m、最低 1 m 以上）を確保してください。
- ⑦利用時、2 方向（入口扉と窓）の常時換気又は 30 分に 5 分以上を目安に換気を実施してください。
- ⑧利用については、利用者の権利ですが、コロナ禍においては安全に利用していただくため、1 回の利用時間は 2 時間を目安にして、1 時間に 1 回、換気や水分補給等の休憩を取るように心掛けてください。（2 時間の目安は強制ではありません。ご理解とご協力をいただける場合のものです。2 時間の場合でも使用料の返還はありません。）
- ⑨休憩を取るときも、マスクを着用し、お互いの距離を取り、大声での会話はお止めください。
- ⑩咳エチケットを徹底してください。
- ⑪利用時、マスクを着用していても大きな声での会話はお止めください。
- ⑫利用時、館内での水分補給以外の飲食はご遠慮ください。
- ⑬トイレ使用後は、蓋を閉めてから水を流してください。
- ⑭利用後、清掃し、使用した備品や接触した部位を清拭消毒してください。
- ⑮利用時に出了ごみは各自でお持ち帰りください。
- ⑯利用後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに公民館または地域づくり課に連絡してください。
- ⑰代表者は、利用者全員に上記を周知し協力を得て実施してください。

(3)職員の対応や注意事項

- ①玄関に手指消毒剤を設置します。
- ②利用者の入館時、マスク着用、手指消毒等の実施を声かけします。
- ③開館時の施設内の共用部（ドアノブやトイレ等）及び部屋の机・いす等の清拭消毒を行い、以降、適宜清拭消毒を実施します。
- ④直接手で触れることができる展示物等は出来るだけ展示しないようにします。
- ⑤利用者が十分な感染防止対策を講じているか、活動状況を適宜確認し、必要に応じて指導します。
- ⑥利用者名簿及びチェックリストの提出を求めます。
- ⑦利用申込にあたって、利用者に1度の使用時間を2時間程度までとするようお願いし2時間以上になる場合、換気や水分補給のため、1時間に1回を目安に休憩を取るようお願いいたします。（利用については許可の範囲で利用権があり、現状では強制はできません。ご理解とご協力をお願いするまでです。2時間の場合でも使用料の返還は行いません。）
- ⑧利用者名簿やチェックリストは、利用者に感染症が発症した場合、個人情報の取扱いに十分留意の上、感染拡大防止のために利用します。
- ⑨館内では常時マスクを着用します。
- ⑩毎朝の検温と健康のセルフチェックを徹底し、体温が37.5度以上または平熱+1度以上や息苦しさ、倦怠感、咳・咽頭痛などを感じる場合、出勤を控え、医療機関を受診するなど必要な措置を講じ、PCR検査等を受ける際は、所属長に必ず報告します。
- ⑪職員自らが感染源とならないため、緊急事態宣言実施区域やまん延防止等重点措置実施区域、新型コロナウイルス感染症の陽性者が多く発生しているあるいは増加している区域、感染防止対策が取られていない場所等への不要不急の外出は自粛します。
- ⑫5人以上の会食や飲み会等を自粛します。
- ⑬会食等で飲食店を利用する場合、感染防止ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じているかなどに十分留意します。
- ⑭日ごろから3密が発生する場所を回避します。
- ⑮業務に支障のない範囲で、年次有給休暇を取得できるような職場環境を整え、万全な体調で職務にあたります。

6 対策の強化

本対策の強化については、下記記載のケースを目安に県の警戒度、富岡保健所管内の新型コロナウイルス感染症陽性者の発生状況等を総合的に判断します。

(1)本県が緊急事態宣言区域に指定されたとき

- ①公民館を休館します。（証明書発行は実施）

(2)本県がまん延防止等重点措置の対象となり、本市が措置区域に指定されたとき

- ①公民館の貸出を全日休止します。（証明書発行や本庁取次事務等は実施）

(3)本市を除く県内自治体がまん延防止等重点措置区域に指定されたとき又は群馬県の警

戒度が4になったとき

- ①主催教室を休止します。
 - ②職員が不在となる夜間の貸出及び土曜日曜の貸出を休止します。
 - ③利用できる人を原則市民とします。
 - ④行政区及び地域活動が停滞しないために必要な区長会、民生委員、地域活動に携わる団体等（スポーツ、地域づくり活動団体等。館長判断とする。）の利用は、夜間及び土日であっても十分な感染拡大防止対策を講じることで認めます。※6/2 改正
 - ⑤公民館の利用にあたっては、午前・午後を通しての貸出を休止して、午前又は午後のいずれかとします。
 - ⑥1回の利用時間は、最長で2時間までとし、30分に1回5分以上の換気を行っていただきます。
 - ⑦別表 活動内容別ガイドライン 飛沫感染リスクの高い活動の利用については、感染防止の観点から十分な説明を行い、貸出休止とします。
- ※富岡保健所管内の新規陽性者発生状況等も含め総合的に判断し、公民館の全面貸出休止や休館等の措置を行う場合もあります。

(4)群馬県の警戒度が3になったとき

- ①主催教室のうち、飛沫感染等が心配される合唱やカラオケ、楽器演奏等、調理実習、汗をかく運動等の開催については、感染防止の観点から慎重に検討します。
 - ②公民館貸出のうち、飛沫感染等が心配される合唱やカラオケ、楽器演奏等、調理実習、汗をかく運動、対面で行うもの等の利用については、感染防止の観点から十分な感染防止対策を講じるよう協力をお願いします。活動内容別ガイドライン注意事項を参照。
 - ③公民館の利用にあたっては、1回の貸出を午前・午後や午前・午後・夜間、午後・夜間を通しての貸出を休止して、午前、午後、夜間のいずれかの区分とします。
- ※富岡保健所管内の新規陽性者発生状況等も含め総合的に判断し、主催教室の休止や職員が不在となる夜間の貸出休止、土曜日曜の貸出休止等の措置を行う場合があります。

別表 活動内容別ガイドライン

飛沫感染、接触感染等リスクの高い活動	
活動内容	注意事項
合唱・コーラス・カラオケ・詩吟・民謡等の大きな声を出すあるいは歌う活動	飛沫感染リスクが高いことから、マスクの着用、十分な距離（2 m以上）の確保、対面ではなく横並びで、大声での発声を控え、出来るだけ小さな声で活動してください。音漏れ等の防止のため窓やドアを閉めて活動するときは、30分に1回5分以上の換気・休憩を取ってください。マイクの共用はしないでください。
ハーモニカ、オカリナ、リコーダー、管楽器等の（強く）息を吹	マスクの着用、十分な距離（2 m以上）の確保、出来るだけ横並び、講師との対面の場合、十分な距離（2 m以上）とアクリル板等の仕切り設置、対話は出来るだけ小さな声で活動してください。音漏れ等の防止のため窓

く楽器を使用する活動	やドアを閉めて活動するときは、30分に1回5分以上の換気・休憩を取ってください。飛沫防止カバー等の装着、楽器から水滴が出たら布でふき取り、水滴等が飛散する恐れがある楽器の振り回し等はしないでください。楽器は各自でご用意し、ゴミもお持ち帰りください。
ウクレレ、大正琴等の楽器を使って音を出す活動	マスクの着用、十分な距離（2m以上）の確保、出来るだけ横並び、講師との対面の場合、十分な距離（2m以上）とアクリル板等の仕切り設置、対話は出来るだけ小さな声で活動してください。音漏れ等の防止のため窓やドアを閉めて活動するときは、30分に1回5分以上の換気・休憩を取ってください。楽器は各自でご用意ください。歌唱を伴う場合は合唱等の注意事項を参照。
囲碁・将棋・健康麻雀等の対面あるいは人が近接する活動	マスクの着用、人と人との距離（最低1m以上）の確保、手指消毒の徹底、出来るだけマスクとフェイスシールドの両方を着用し、不要な会話は控えてください。30分に1回5分以上の換気・休憩を取ってください。
調理実習活動	マスクの着用、十分な距離（2m以上）の確保、対話は出来るだけ小さな声で、試食は行わず、手指消毒の徹底、手袋を着用し、不要な会話は控えてください。できるだけ短時間で調理可能なものとしてください。
社交ダンス、体操、エアロビクス等の密接な活動や呼吸が激しくなる運動	マスクの着用、十分な距離（2m以上）の確保、接触しない形での練習、大きな声の発声や不要な会話は控え、呼吸が激しくなるまで行わないでください。ダンスでペアを組むときは、マスクとフェイスシールドの両方を着用し、手袋も着用、ペアで踊る時間は極力短くしてください。タオルの共用はしないでください。30分を目安に1回5分以上の換気・休憩を取ってください。
スポーツ吹き矢などの（強く）息を吹く活動	マスクの着用、十分な距離（2m以上）の確保、大きな声の発声や不要な会話は控え、手指消毒の徹底、タオルや道具の共用はしないでください。共用する器材は使用の都度消毒の徹底、30分を目安に1回5分以上の換気・休憩を取ってください。器材から水滴が出たら布でふき取り、水滴等が飛散する恐れがある器材の振り回し等はしないでください。
卓球などの体を動かし汗をかく活動	マスクの着用、十分な距離（2m以上）の確保、大きな声の発声や不要な会話、ハイタッチ等接触は控え、呼吸が激しくなるまで行わないでください。タオルや道具の共用はしないでください。共用する器材は使用の都度消毒の徹底、30分を目安に1回5分以上の換気・休憩を取ってください。
マイクを使う講演会、研修会、学習会など	マスクの着用、受講者同士は対面を避け横並びで十分な距離（2m以上）の確保、講師との十分な距離（2m以上）とアクリル板等の仕切り設置。30分を目安に1回5分以上の換気・休憩を取ってください。
飛沫感染、接触感染等リスクの少ない活動	
ヨガ、太極拳などの静かに体を動かす活動	マスクの着用、十分な距離（2m以上）の確保、不要な会話は控え、タオルや道具の共用はしないでください。30分を目安に1回5分以上の換気・休憩を取ってください。

ソフトダーツなど静かに体を動かし、器材を共用する活動	マスクの着用、十分な距離（2 m以上）の確保、大きな声の発声や不要な会話は控え、手指消毒・使用の都度器材の消毒の徹底、タオルの共用はしないでください。30分を目安に1回5分以上の換気・休憩を取ってください。
----------------------------	---